

# 横川流域水害対策計画の策定に向けて

---

令和7年11月27日  
横川流域水害対策協議会

# 横川流域の課題・・・過去の浸水被害



- 横川は過去に、外水氾濫と内水氾濫の2つの氾濫形態により浸水被害が発生。
- 昭和57年8月洪水(戦後最大)では、山梨県内の広範囲で浸水が発生し、横川流域においても下流部一帯で浸水被害が生じた(床上浸水:住家17戸・公共建物3棟・事業所27カ所、床下浸水:4戸)。

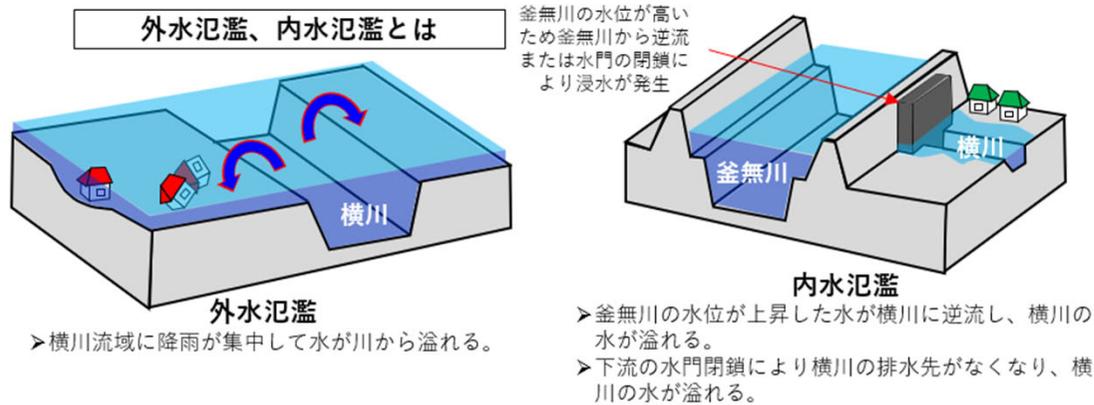
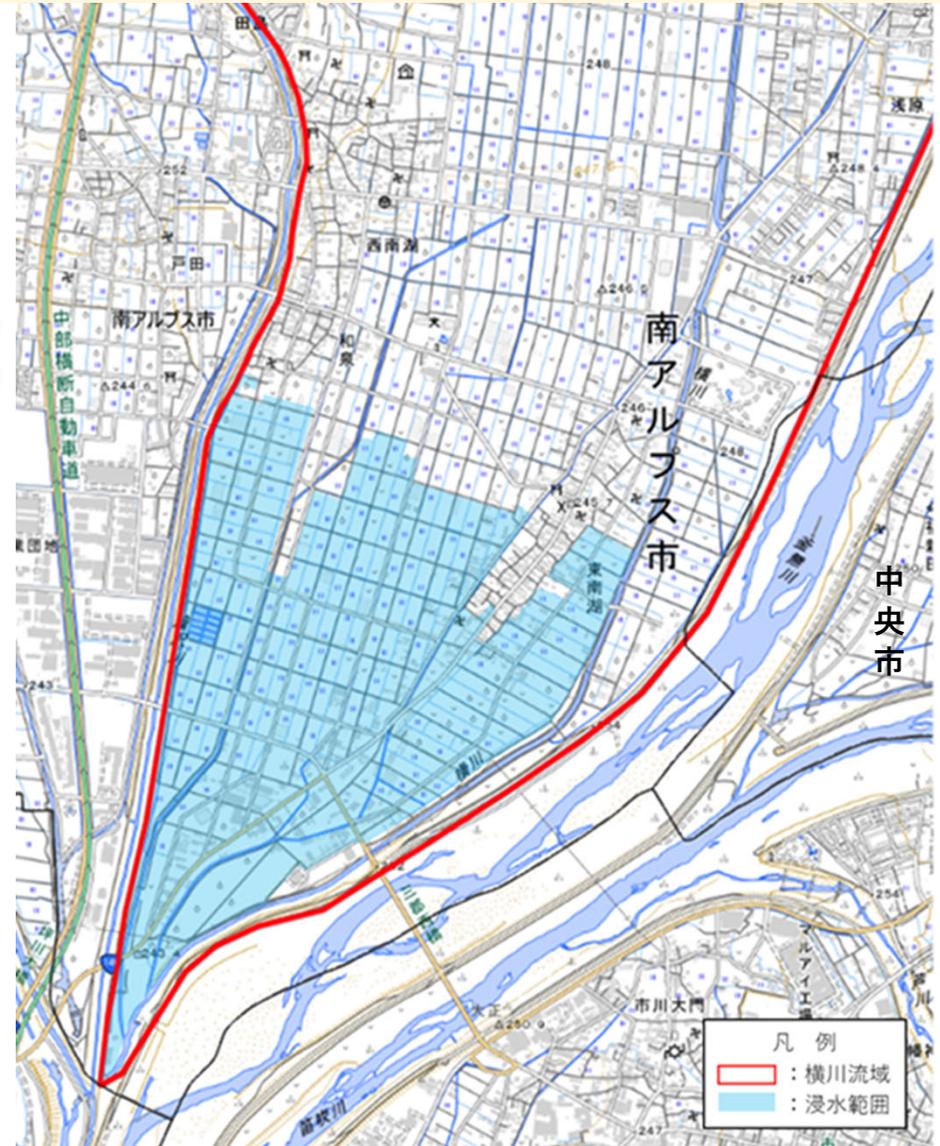


写真:昭和57年8月洪水の浸水状況(国道140号 旧甲西町東南湖地先)



※浸水範囲については、当時の資料等を基に再現したものであるため、上図に示した浸水範囲以外にも浸水の裏續が存在する可能性がある。 昭和57年8月洪水の浸水範囲

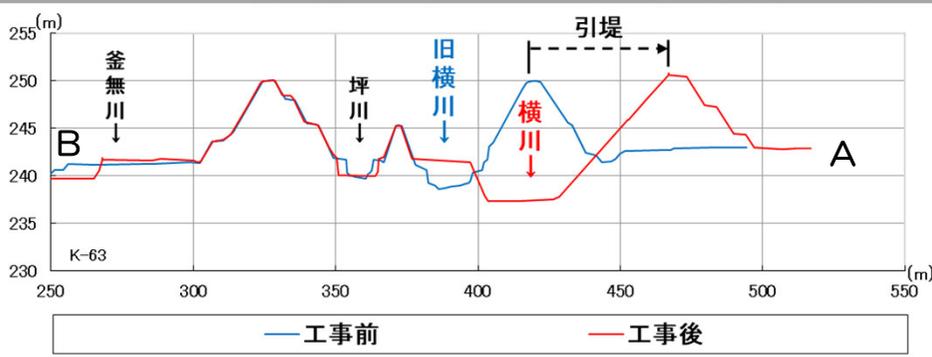
# 横川流域の治水対策の状況（国土交通省）



- 横川流域を含む沿川地区の都市化の進展を踏まえ、流入する県管理河川の計画流量見直しに合わせて、釜無川右岸堤の引堤により流下能力の向上を図る工事を平成10年(1998年)から平成20年(2008年)に実施。
- また、中部横断自動車道(増穂IC)と富士川(釜無川)の右岸堤防に囲まれた区域に河川防災ステーションを整備し、洪水時は災害活動拠点として機能するとともに、平常時はイベント等で活用し地域の活性化を図っている。



参考横断面図



(出典)国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所提供(一部加筆)

# 横川流域の治水対策の状況（山梨県）



- 「富士川水系釜無川圏域河川整備計画(R5.9)」では、洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標を、横川は概ね1/50規模、八系川は概ね1/30規模の洪水に対して氾濫を防止するとしている(図8)。
- 横川は、河道整備が完了しており、下流端の伏越増設工事を実施中。
- 八系川は、未整備区間の早期完成に向け、進捗を図っている。

→しかしながら、気候変動のスピードに対処するには、河川管理者の治水対策のみでは流域の安全確保が困難。



横川の整備状況



八系川の整備状況



油川の整備状況

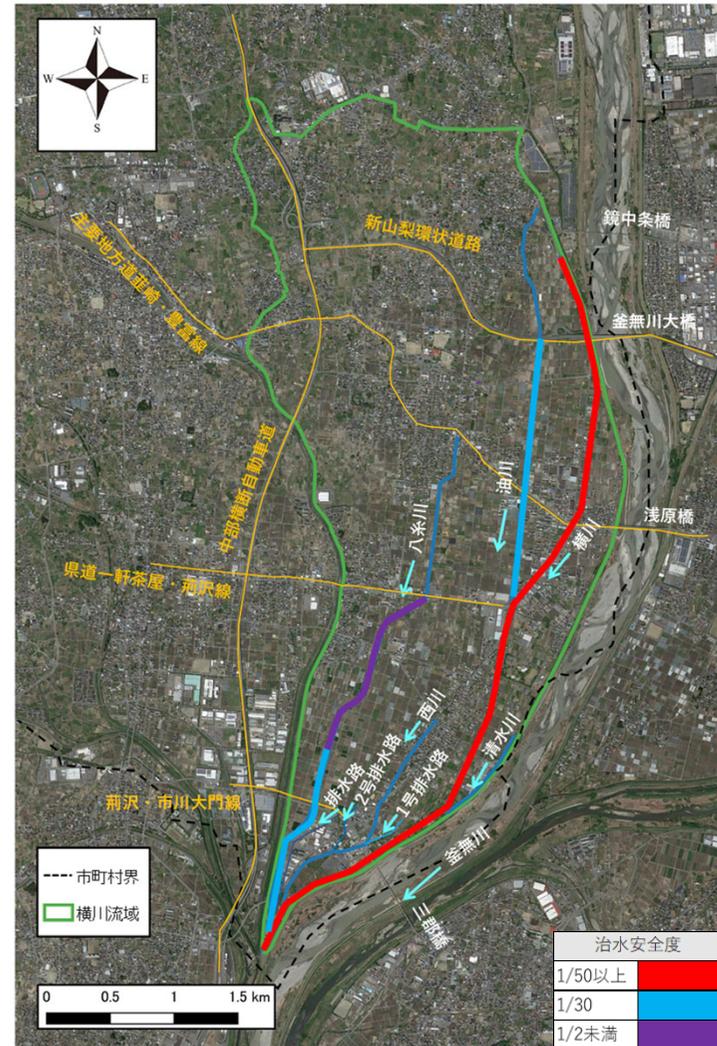


図8 横川流域の現況治水安全度

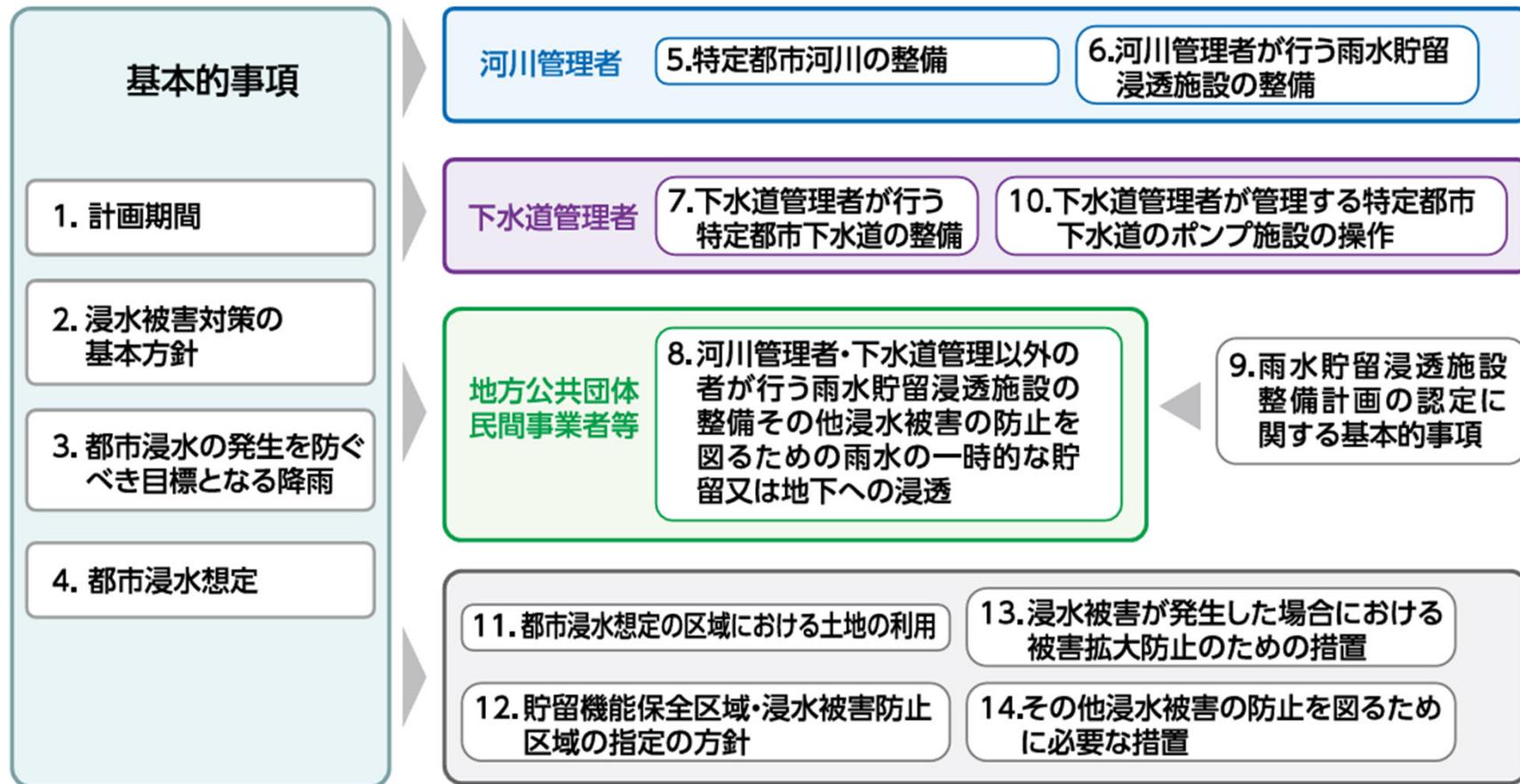
## ○流域水害対策計画(法第4条)

流域水害対策計画とは、特定都市河川流域において、浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るために、河川管理者等が共同して策定する法定計画である。

- 特定都市河川に指定された流域では、この計画の策定が義務付けられ、河川整備だけでなく、土地利用、雨水管理、住民の防災行動等を含めた多層的な対策を定める。

※ 法(特定都市河川浸水被害対策法)

## 流域水害対策計画に記載する事項



# 横川流域水害対策計画の策定に向けて・・・APとの相違点

- 任意計画であるアクションプランに対して、流域水害対策計画は法的位置づけがある法定計画となる。
- 流域水害対策計画では、アクションプランで検討・実施中の対策メニューを位置づけるとともに、必要に応じて法的拘束力を持つ制度の活用が可能となるなど、より流域治水の取組が加速化される(表1)(図1)。

表1 流域水害対策計画とアクションプランの相違点

図1 流域水害対策計画に定められる流域対策の例

項目	流域治水対策アクションプラン【横川流域】	横川流域水害対策計画
目的	流域治水の基本的な3つの対策テーマに基づき、考え得るハード・ソフト対策を網羅的に明示し、流域としての安全度を向上させ、浸水被害の軽減を目指す	<b>特定都市河川浸水被害対策法に基づき</b> 、流域全体で総合かつ多層的な浸水被害対策を講じることで、計画対象降雨が生じた場合の浸水被害の防止（解消又は軽減）を図ることを目標とする
計画の対象降雨	昭和57年8月降雨（実績降雨）	気候変動の影響を考慮した計画降雨
法的・計画的位置づけ	山梨県流域治水対策推進基本方針に基づき、具体的施策案を整理	流域治水関連法に基づき、 <b>法的拘束力を持つ制度がある</b> （例：貯留機能保全区域、浸水被害防止区域） また、 <b>計画の実施に係る連絡調整が義務付けられている。</b>

### 雨水浸透阻害行為の許可等

一定規模以上の雨水浸透阻害行為に対して、対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)義務化

「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

雨水浸透阻害行為の例

### 保全調節池の指定

①貯留機能を阻害するおそれのある行為に対する届出を義務付け、②協定の締結により、地方公共団体と所有者が共同管理

従前の防災調節池 → 埋立て後の状況

保全調節池の管理

### 貯留機能保全区域の指定

①機能を阻害するおそれのある行為に対する届出を義務付け、②減免制度の適用

特定都市河川

盛土等を行う場合、事前届出義務が生じる

洪水・雨水の貯留機能を有する土地のイメージ

貯留機能保全区域と届け出が必要な行為

### 浸水被害防止区域の指定

浸水時に生命や身体に著しい危害が生じるおそれがある区域における居住等を制限

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする

居室の床面が基準水位以上

数地の高上げ

ピロティ等

移転

本川

支流

浸水被害防止区域

浸水被害防止区域と主な対策

(出典)国土交通省:流域治水施策集、山梨県HP 特定都市河川に係る雨水浸透阻害行為の許可申請について